平成２４年（フ）第３１１号
千葉県市原市君塚５丁目23番地14　グリーンコーポ露崎Ｃ102
債務者　松崎　和也
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３２８号
千葉県市川市欠真間２－３－３　市川荘212号室、住民票上の住所千葉県市川市新井１丁目19番９―104号　ジョイフル浦安
債務者　吉田　浩章
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第８号
山梨県富士吉田市松山1272番地の13
債務者　天野　美沙
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１８号
山梨県上野原市上野原1680番地１　サンシャインズハウス103
債務者　安藤　貴史
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前11時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第１２号
長野県上田市岩下222番地２
債務者　近藤　良枝
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２２号
長野県千曲市大字稲荷山1206番地７
債務者　丸山　恵子
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第２８号
長野県上田市下丸子438番地１　ヴィラ八ツ口103号、前住所長野県上田市生田5024番地５　コーポ小平101号
債務者　箱山　知子（旧姓石井）
1　決定年月日時　平成24年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第３２号
岐阜県高山市上岡本町３丁目381番地　ハイツ麻夕Ｂ棟205号
債務者　長瀬　晋二
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第３号
静岡県賀茂郡東伊豆町稲取1587―４―306、住民票上の住所北海道札幌市中央区南７条西17丁目２番３―103号
債務者　木村真由美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２４年（フ）第４３４号
名古屋市港区甚兵衛通１丁目16番地の１　第１千寿ビル202号
債務者　山岸明こと　山﨑　明
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６８号
愛知県春日井市穴橋町1606番地113　プリミエールＩＡ101号
債務者　藤森　勝己
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４８３号
名古屋市昭和区鶴舞３丁目19番10号
債務者　村瀬　泰久
1　決定年月日時　平成24年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０号
三重県伊賀市服部町１丁目21番地の14
債務者　井堀ミゲル
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２１号
三重県伊賀市小田町35番地
債務者　バレリアーノ　デ　プマチャイ　ノルマ
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第２５号
三重県伊賀市三田1439番地の３　桜ビレッジ202号、前住所三重県伊賀市服部町１丁目21番地の６
債務者　小倉カズミ
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第１７号
三重県四日市市朝明町687番地
債務者　松本　　隆
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第３４号
三重県桑名市大字安永1587番地１
債務者　石光　浩美
1　決定年月日時　平成24年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係